3　特例インドネシア人介護福祉士候補者　特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者をいう。

4　特例インドネシア人第一陣看護師候補者　平成二十年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

5　特例インドネシア人第二陣看護師候補者　平成二十一年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

6　特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者　平成二十年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

7　特例受入れ機関　その設立している施設において雇用する契約を特例インドネシア人看護師候補者等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。

8　特例受入れ施設　在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の(1)のイ（同(2)において準用する場合を含む。）の活動に従事するため、特例インドネシア人第一陣看護師候補者又は特例インドネシア人第二陣看護師候補者が特例受入れ機関との雇用契約に基づき就労する病院及び在留資格の変更の許可に係る第二の二の1の(1)の活動に従事するため、特例インドネシア人介護福祉士候補者が特例受入れ機関との雇用契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設をいう。

第一の三の1から3まで以外の部分中「特例インドネシア人看護師候補者」を「特例インドネシア人看護師候補者等」に改める。

第一の三の1中「平成二十三年度試験」を「次に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める看護師国家試験」に改め、第一の三の1に(1)及び(2)として次のように加える。

(1)　特例インドネシア人第一陣看護師候補者　平成二十三年度看護師試験

(2)　特例インドネシア人第二陣看護師候補者　平成二十四年度看護師試験

第一の三の2中「特例インドネシア人看護師候補者」を「特例インドネシア人看護師候補者等」に、「平成二十三年度試験」を「平成二十三年度看護師試験、平成二十四年度看護師試験又は平成二十四年度介護福祉士試験」に改め、同2を同3とし、同3の前に2として次のように加える。

2　特例インドネシア人介護福祉士候補者の責務

特例インドネシア人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、平成二十四年度介護福祉士試験の合格を目指して取り組むものとする。

第二から第四までを次のように改める。

第二　看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ機関における研修としての就労

一　看護師の資格取得を目的とした研修としての就労

1　特例インドネシア人看護師候補者の要件

(1)　特例インドネシア人第一陣看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次のイからハまでに掲げる要件を満たさなければならない。

イ　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「日インドネシア協定」という。）附属書十第一編第六節1の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人第一陣看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との雇用契約に基づいて、次の(i)及び(ii)の活動に従事する者であること。

(i)　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十三年度看護師試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における平成二十三年度看護師試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

(ii)　(i)の活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

ロ　第一の三の1の責務（平成二十三年度看護師試験の合格を目指す取組に係るものに限る。）にのっとり、3の看護研修改善計画（平成二十三年度看護師試験の合格を目指すための研修に係るものに限る。）に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

ハ　平成二十二年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十二年度看護師試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十二年度看護師試験の得点が、外務省から厚生労働省に対して通知のあった人数の順位に該当する者が獲得した得点以上の者であること。

(2)　(1)の規定は、特例インドネシア人第二陣看護師候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「平成二十四年度看護師試験」と、「平成二十二年度看護師試験」とあるのは「平成二十三年度看護師試験」と、「平成二十二年度に」とあるのは「平成二十三年度に」と、「外務省から厚生労働省に対して通知のあった人数の順位に該当する者が獲得した」とあるのは「当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する」と読み替えるものとする。

2

特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　協定指針第二の一の3を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、協定指針第二の一の3中「インドネシア人看護師候補者が」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者が」と、協定指針第二の一の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）第二の一の3の看護研修改善計画」と、協定指針第二の一の3の(7)中「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」と、「受入れ機関」とあるのは「特例受入れ機関」と読み替えるものとする。

(2)　第一の三の3の責務にのっとり、3の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

(3)　次のイからハまでに掲げる報告を適切に実施する機関により設立されたものであること。

イ　在留資格変更時報告

その雇用する者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けたときは、その旨及び3の看護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告すること。